

第 4 4 号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和 3 4 年八王子市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第 1 2 条 前条第 2 項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の6.1</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第 1 2 条 前条第 2 項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の5.8</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第 1 4 条 第 1 1 条第 2 項に規定する被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>3万 3,000円</u> とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第 1 4 条 第 1 1 条第 2 項に規定する被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>3万 1,000円</u> とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>

第15条 第11条第3項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第16条 第11条第3項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について1万2,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第17条 第11条第4項に規定する所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第18条 第11条第4項に規定する被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,500円とする。

(保険税の減額)

第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2万3,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規

第15条 第11条第3項に規定する所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第16条 第11条第3項に規定する被保険者均等割額は、被保険者1人について1万2,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第17条 第11条第4項に規定する所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.7を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第18条 第11条第4項に規定する被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,000円とする。

(保険税の減額)

第30条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する課税額を超える場合には、当該課税額)の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2万1,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規

定する世帯主を除く。) 1人について **8,750円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **9,450円**

(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び同法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者(以下「特定同一世帯所属者」という。) 1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **1万6,500円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **6,250円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **6,750円**

(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **6,600円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **2,500円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **2,700円**

定する世帯主を除く。) 1人について **8,400円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **9,100円**

(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び同法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者(以下「特定同一世帯所属者」という。) 1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **1万5,500円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **6,000円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **6,500円**

(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **6,200円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **2,400円**

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第10条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **2,600円**

## 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。